

## 一般社団法人日本建設機械施工協会の社会的責任(CSR)行動指針

「一般社団法人日本建設機械施工協会の社会的責任(CSR)行動指針」は、一般社団法人日本建設機械施工協会(以下「当会」という。)の役員及び職員(契約職員及び派遣職員を含む。)(以下「役職員」という。)が社会に対する責任を果たすため、一人ひとりが事業活動において、遵法意識と倫理観をもって適切に行動すべき最も基本的な行動指針を定め、判断、行動のよりどころとするものである。

### 1. 総則

- (1) 役職員は、この指針に定められた事項を遵守する。
- (2) 役職員は、事業活動に関するすべての法令はもとより、内部規程等を十分理解し、遵守する。
- (3) 役職員は、法令及び社会的倫理に基づき、公共の利益や地域社会の発展に資する当会の一員として、常に良識ある行動をする。
- (4) 判断に迷ったときは、当会の利益よりも公益や社会規範を優先させる。

### 2. 公正な取引等

- (1) 公正、透明、自由な競争を尊重し公正な取引を行う。
- (2) 政治家や公務員に対しては、誤解を招く行動は厳に慎み、健全かつ正常な関係を維持する。
- (3) 法令及び社会的倫理に反する利益提供を行わないとともに、同様の利益供与を受けない。

### 3. 反社会的行為への関与の禁止

- (1) 不当要求等の反社会的行為については、毅然とした態度で組織的に対応するとともに、一切の関与をしない。
- (2) 反社会的な勢力あるいは組織に対しては、関係機関(警察等)と連携のうえ組織的に対応するとともに、一切の関与をしない。

### 4. 知的財産の尊重と活用

- (1) 知的財産権に関する法令を遵守し、特許権、著作権、商標権などの第三者の権利を侵害しない。
- (2) 当会に帰属する知的財産を保護し、事業に活用する。

### 5. 品質管理の徹底等

- (1) 顧客の期待・ニーズに基づく品質管理を徹底する。
- (2) 長年培ってきた経験と技術力を活用し、顧客満足度の更なる向上を図る。

## 6. 情報の管理と開示

- (1) 業務上知り得た企業や個人等に関する情報は、適正な管理を行い、情報漏洩などの防止を図る。
- (2) 個人情報を取得する際には、適法かつ公正な手段によって取得し、当事者により許諾された目的の範囲内でのみ利用する。
- (3) 事業活動に関する情報は、適切に開示する。

## 7. 人権の尊重

- (1) 役職員の基本的人権や人格を尊重し、性別、年齢、国籍、人種、信条、宗教、社会的身分、障害等に基づく差別は行わない。
- (2) セクシュアルハラスメント、パワーハラスメントなどの行為を行わない
- (3) 個人のプライバシーを尊重し、職員に関する情報は適正に管理する。

## 8. 職場環境の確保

- (1) 労働安全衛生法等の法令を遵守し、安全で働きやすい職場環境を確保する。
- (2) 就業規則等に定められた禁止事項や、精神に反するような不誠実な行為は行わない。
- (3) 各部門間の連携、情報の共有化を図り、役職員の能力が発揮できる環境づくりを推進する。

## 9. 公益事業の活動と社会貢献

- (1) 地域特性を踏まえた技術開発・調査研究や、社会資本整備の推進に寄与する公益事業活動を極極的に実施・支援するとともに、当会独自の調査研究を推進していく。
- (2) 自らが地域社会の一員であることを認識し、長年培ってきた経験と技術力を活かして、地域づくりや環境づくり、防災活動など地域社会活動への参加・協力、支援を積極的に行う。

## 10. 環境保全活動の推進

- (1) 事業活動にあたっては、関係法令を遵守し、環境の保全を重視する。
- (2) 社会全体で取り組んでいる「地球環境にかかる負荷の低減や地球の再生能力の維持」を構成する一員として、循環型社会システムの形成に向け、事業活動に伴い発生するあらゆる廃棄物の発生抑制・再利用・再資源化に努める。

## 11. 本指針の徹底等

- (1) 役職員及び管理職職員は、この指針を率先垂範するとともに、指針の遵守をより確実なものにするため、研修、会議等あらゆる機会を活用して職員に周知徹底を図る。
- (2) 役職員は、会員等の関係者にもこの指針を周知し、当会の取り組みに対して理解を得る。
- (3) 法令やこの指針に反する行為を察知した場合の内部通報や相談を受け付ける窓口を総務部に設置する。

- (4) 通報者保護の観点から、通報者及びその内容は厳重に保護する。
- (5) 不正な目的でなく情報を通報した者に対しては、不利益な取扱は行わない。

## 12. 法令違反等の早期是正と厳正な措置

- (1) 常日頃から危機管理の視点に立って、法令違反等が発生した場合には、内容に応じて、対策会議等を立ち上げ、速やかに適切な対応が取れるようにする。
- (2) 法令やこの指針に違反する行為が生じた場合には、速やかに事実調査、原因究明を行い、責任ある適切な対応方針、再発防止策を打ち出すとともに、違反行為に対しては厳正に対処する。

## 13. 制定及び改定等

- (1) この指針の制定及び改定は、理事会の決議を経て決定するものとする。
- (2) この指針は適宜見直しを行うものとし、理事会の決定により改定されたときは、速やかに周知する。

### 附 則

- 1. この指針は、平成26年10月21日から適用する。